

中小企業等経営強化法に基づく 先端設備等導入計画の認定

堺市では、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が策定する先端設備等導入計画の認定申請を受け付けています。先端設備等導入計画について本市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例措置などの支援を受けることができます。堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、是非ご活用ください。

認定の対象となる中小企業者

■ 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※企業組合、協業組合、事業協同組合等も対象となります。詳しくは堺市 HP「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について」をご確認ください。

認定の主な要件

要 件	内 容
計画期間	3 年間、4 年間又は5 年間
労働生産性	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年率3%以上向上 ■労働生産性の計算式 (営業利益+人件費+減価償却費) / 労働投入量(※1) ※1 労働者数又は労働者数×一人あたりの年間就業時間数
先端設備等の種類	堺市内において、生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ■減価償却資産等の種類 機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	・堺市の導入促進基本計画に適合すること。 ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 ・認定経営革新等支援機関(商工会議所等)において事前確認を行った計画であること。

認定を受けた中小企業者への支援

■固定資産税の特例措置

一定の要件を満たす場合、認定計画に基づき取得した先端設備等の固定資産税を軽減する特例措置が適用されます。詳しくは「先端設備等導入計画の認定を受けた設備等に対する固定資産税の特例について」をご覧ください。

(注) 固定資産税の特例措置の対象となるのは、認定計画に基づき令和 9 年 3 月 31 日までに取得した先端設備等になります。

■資金調達の支援

認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。詳しくは各信用保証協会にてご確認ください。

認定申請の手続き

■認定申請に必要な書類

<新規認定申請に必要な書類>

以下①～⑤(固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は①～⑦)をご提出ください。また、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨をあわせてご提出ください。
(注)先端設備等の取得日より前に、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ②先端設備等導入計画に係る確認書（認定支援機関確認書）
- ③堺市暴力団排除条例に係る誓約書
- ④先端設備等導入計画に係る担当者連絡先シート
- ⑤返信用封筒
- ⑥先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- ⑦従業員への賃上げ方針の表明を証する書類
- ⑧リース契約見積書
- ⑨軽減計算書

<認定変更申請に必要な書類（令和 7 年度以降に新規認定を受けている事業者）>

既に提出した計画の変更を行う事業者の方は、以下の⑩⑪及び②⑤をご提出ください。なお、固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は⑥、賃上げ方針を変更する場合は⑦（※）、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨もご提出ください。

- ⑩先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
- ⑪旧先端設備等導入計画の表紙部分の写し

(注) 法人名称の変更など認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼさない場合については②⑥は不要です。

※新規申請時に賃上げ方針が位置付けられているものに限り、変更申請時に賃上げ方針の変更が可能となり、当該賃上げ方針の内容に応じた特例率が適用されます。

＜認定変更申請に必要な書類（旧様式にて申請する場合）＞

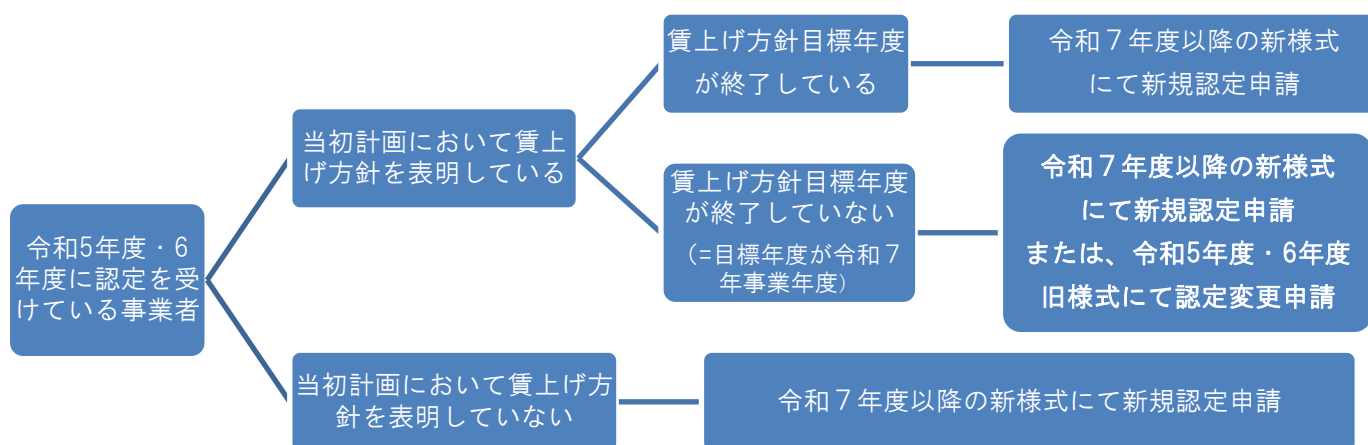
以下の⑫及び②⑤⑪をご提出ください。なお、固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は⑥⑦（⑦については比較年度の修正が必要。(※)）、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨もご提出ください。

⑫先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（令和 5・6 年度旧様式）

（注）法人名称の変更など認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼさない場合については②⑥は不要です。

※従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の申請事業年度の直前の事業年度を令和 6 事業年度に修正して賃上げ表明を再度行うことが必要です。

■令和 5 年度・6 年度に認定を受けている事業者の手続きについて



申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816



先端設備 HP